

議案第39号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

風致地区内における建築等行為に対する規制に係る国の指針が改められたことに鑑み、市長の許可を受け、又は市長に協議をすることを要しない行為を追加する。また、独立行政法人労働安全衛生研究所と独立行政法人労働健康福祉機構が統合し、名称が独立行政法人労働者健康安全機構に改められたことに伴い、所要の改正を行うもの。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 独立行政法人労働者健康福祉機構</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18)～(34) (略)</u></p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 独立行政法人労働者健康安全機構</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為</u></p> <p><u>(19)～(35) (略)</u></p>	<p></p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>改正</p>